

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090010	プロジェクト名	とちぎ遺伝子治療特区
要望事項 (事項名)	病院等開設会社による病院等開設事業	都道府県	栃木県
		提案事項管理番号	1002010
提案主体名	医療法人 DIC 宇都宮セントラルクリニック		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	医療法第 7 条第 5 項における「非営利の原則」 構造改革特別区域法 第 18 条（医療法等の特例）
制度の現状	株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、医療法第7条第5項の規定にかかわらず、許可を与えることとする。同時に、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第65条第3項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定をしないこととするもの。

求める措置の具体的内容	<p>株式会社による高度医療を提供する病院等開設の特例を活用し、研究開発を行う株式会社が病院等を運営することで、研究成果をいち早く医療現場に提供することを可能とする。</p> <p>具体的には、同特例の開設許可の要件〔厚生労働大臣が定める指針〕③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療に「アルツハイマー病、パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症」を追記する。又は、⑥その他前各号に類するものとして、アルツハイマー病、パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症の患者に対する遺伝子治療を認めることを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>栃木県宇都宮市内に「とちぎ遺伝子治療特区」を創設し、全国に先駆けて遺伝子治療を提供していく。</p> <p>具体的には、株式会社を設立し、株式会社が資金を集め医療機関（遺伝子治療センター）を開設。医療機関は、アルツハイマー病、パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症の患者に対する遺伝子治療を実施。</p> <p>提案理由： わが国の認知症の原因疾患は、アルツハイマー病が最多となり、平成 23 年の調査結果では推定患者総数は 36 万 6 千人と 3 年間で約 1.5 倍にも増えている。この他、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の難病は、遺伝子治療によって完治することが臨床研究や動物実験によって証明されている。しかし、国内では複数の規制により、この医療技術を臨床現場で利用できず、海外にこの医療技術が流出している。例えば、台湾ではこの医療技術を用いたAADC欠損症の治療が行なわれている。遺伝子治療の経済効果は、例えば、パーキンソン病の場合、現行の深部脳刺激(DBS)と同等の効果があり、薬剤量が 55.9%減少し年間 22 億円の薬剤費減少になると試算できる。また、アルツハイマー病と ALS では、1 回の</p>

腰椎穿刺の投与のみで治療効果が期待できるため、さらなる医療費抑制効果が期待できる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C、D	措置の内容
遺伝子治療について、「国内では複数の規制により、この医療技術を臨床現場で利用できず、海外にこの医療技術が流出している。」との記述があるが、どのような規制によりこのような事態になっているのか定かでないが、行おうとする遺伝子治療については、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度な医療に関する指針」の高度な医療に該当する可能性があると考えるが、現時点では判断できない。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見について、貴省の見解をそれぞれ明確にお示し頂いた上で、神経系疾患に対する遺伝子治療が、株式会社による病院開設の要件に該当する、もしくは要件に追加が可能か判断されたい。		
提案主体からの意見	「高度な医療に該当するための判断」について、当治療はこれまで厚生科学審議会科学技術部会の審議を得て医師主導治験を実施した実績を有し、高度な医療に該当すると認識するが、厚生労働省が判断を下すには、どのような情報が必要となり、どのような基準に基づき、どのような条件をクリアすることが必要で、何時、何処で判断を下すのかを明示して頂きたい。 また、遺伝子治療に係る規制については、厚生科学審議会科学技術部会での審議が必要と認識しているが、カルタヘナ法の厚生労働省の大臣承認を得る方法として、他にどのような方法があるかご明示頂きたい。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
構造改革特区における株式会社が行うことのできる「高度な医療」は、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度な医療に関する指針(平成16年6月30日厚生労働省告示第362号)」に定められている通り、高度な医療技術を用いることその他、倫理及び安全性の観点から問題のないことが要件となっている。 個人の実績から判断すると、医師主導治験を実施した実績があることから、特区制度の「高度な医療」の要件の一つである高度な医療技術に該当する可能性は十分考えられる。さらに「高度な医療」に該当するかの判断には、倫理及び安全性を確認する書類(特区申請と同様な資料:株式会社の登記や行おうとする医療の手順書、実施体制・設備の資料等)が必要となる。これをもって有識者等から意見を伺い、判断することになる。 また、現状カルタヘナ法の大臣承認を得る方法は、厚生科学審議会科学技術部会での審議以外に方法はない。			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
--------------	--------------	---	--------------

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090020	プロジェクト名	とちぎ遺伝子治療特区
要望事項 (事項名)	先進医療の審査等の特例	都道府県	栃木県
		提案事項管理番号	1002020
提案主体名	医療法人 DIC 宇都宮セントラルクリニック		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険法 63 条 2 項 3 号 ○「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」(平成 18 年 9 月 12 日厚生労働省告示第 495 号) ○健康保険法 86 条 1 項 ○規制改革大臣と厚生労働大臣の基本合意(平成 16 年 12 月 15 日)
制度の現状	<p>将来的な保険収載を目指す高度な医療等については、安全性、有効性等を確認する等の一定のルールにより、保険外併用療養費制度として、保険診療との併用を認めている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>遺伝子治療の先進医療としての審査を迅速化し患者ができるだけ早期に遺伝子治療を受けられるようにする。</p> <p>例えば、国家戦略特区での先進医療の評価の流れと同様に本特区内での遺伝子治療について、特別事前相談、先進医療技術審査部会と先進医療会議の合同開催等により、申請後から概ね3ヶ月以内で先進医療の実施を可能にすることを求める。又は、最先端医療迅速評価制度(仮称)の下、本年秋頃を目途に整備される専門評価体制で遺伝子治療を扱うことを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>栃木県宇都宮市内に「とちぎ遺伝子治療特区」を創設し、全国に先駆けて遺伝子治療を実施する。</p> <p>具体的には、特区内の医療機関において臨床研究中核病院等と同水準の体制を確立し、医療水準の高い国で承認されている医薬品等と同様の扱いとして遺伝子治療の評価を速やかに開始できるようにする。</p> <p>提案理由： わが国の認知症の原因疾患は、アルツハイマー病が最多となり、平成 23 年の調査結果では推定患者総数は 36 万 6 千人と 3 年間で約 1.5 倍にも増えている。アルツハイマー病の他、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の難病は、遺伝子治療によって完治することが臨床研究や動物実験によって証明されている。台湾では、この医療技術を用いたAADC欠損症の治療が行なわれて良好な成績を示している。また、遺伝子治療の安全性については、(アデノ随伴ウイルス ベクターを用いた)論文で証明されており、安全性に問題があ</p>

ったという報告はない。このように遺伝子治療は一定の安全性と効果が示されている。遺伝子治療は、未だ保険診療として認められておらず、多くの難病の患者が国内で治療を受けるためには、将来的な保険導入に向けた評価を行う先進医療への速やかな承認が必要である。

しかし、現在、先進医療の承認を受けるには事務局との事前相談に始まり、先進医療技術部会、先進医療会議の審議を経るため、事前相談を含めると8～9ヶ月の期間を要している。そのため、安全性の評価の得られる遺伝子治療については、審査期間を短縮することが必要である。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
○国家戦略特区における保険外併用療養の特例については、「国内外の優れた医療を集め、最高水準の医療を提供できる、世界トップクラスの『国際医療拠点』が臨床研究中核病院等と同水準であり、国内未承認の医薬品等の保険外併用を希望する場合は、通常より手厚い事前相談等により、審査の迅速化を図るものであること、人材等を集中的に投入し、成果を上げるため、実施医療機関数は厳選する必要があることなどから、提案についての対応は困難。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
貴省の回答は「国家戦略特区での保険外併用療養の特例」についての回答であったが、本提案中にある国家戦略特区はあくまで例示であり、本提案では、遺伝子治療について、先進医療の申請から実施可能となるまでの期間の短縮について、どのようなスキームでもいいので実現可能となるように求めているものであり、本提案について可否について、明確に回答されたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	IV
○先進医療の申請から実施可能となるまでの審査期間は、医療機関から提出いただく実施計画書の状態等によって異なるものであり、一概に審査機関を短縮することは困難。				
○先進的な医療技術については、現行の保険外併用療養費制度において、一定の安全性・有効性を確認した上で、保険診療との併用を認めており、ご提案の遺伝子治療についても、一定の安全性・有効性のエビデンスを揃えていただければ、保険外併用療養費制度において対応できる可能性がある。このため、ご提案については、先進医療に係る事前相談等により、十分な準備を進めて頂き、適切に記載された実施計画書等を揃えていただくことで、迅速な審査が進むものと考えている。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				

提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し IV

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090030	プロジェクト名	女性活用・子育て・介護支援特区	
要望事項 (事項名)	保育・介護施設を相互に用途変更 する場合の施設整備に係る補助 金返還の制限の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1005030	
提案主体名	荒川区			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 第13条 ・厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 第3の2(1)③
制度の現状	<p>地方公共団体が行う財産処分については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 10年経過後の転用、無償譲渡等 ② 合併市町村基本計画に基づく10年経過前の転用、無償譲渡等 ③ 災害等による取壊し等 <p>の場合には、国庫納付を不要とするとともに、報告により承認のあったものとみなすこととしており(包括承認制)、</p> <p>また、地方公共団体以外の者が行う財産処分についても</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 10年経過後の厚生労働行政関連事業等への転用、無償譲渡等 ② 災害等による取壊し等 <p>の場合には、国庫納付を不要とするとともに、災害等による取壊し等の場合には、報告により承認のあったものとみなしている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条に規定される、処分制限財産(不動産)の緩和</p> <p>厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 第3の2(1)③に規定される要件の緩和</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>住民の年齢構成の変化に伴う施設の需要の変化に対して、柔軟な対応を可能とするために、保育・介護施設の設置時に交付された補助金を返還することなく、保育・介護施設を相互に用途変更等を行えるようにする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>女性が社会で活躍する上で、子育てや介護による負担が大きな障害となっている。それらの負担を軽減する保育サービスや介護サービスは、住民の年齢構成の変化に伴い、将来的にニーズが移り変わっていくと考えられる。その時々に応じた住民サービスを提供するために</p>

は、柔軟な施設の用途変更が必須であるが、現行では当該施設の設置時に交付された補助金の返還が求められ、事実上、用途変更が容易に出来ない状況となっている。当該補助金を返還することなく、保育・介護施設の相互の用途変更を可能とすることで、女性が仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを柔軟に進めることができる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	IV
<p>近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、10年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、当該財産処分の承認については、原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす取扱としているところである。</p> <p>なお、経過年数10年未満の保育所等の、地域の保育ニーズの減少に伴う他の社会福祉施設への転用については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の第3、2、(1)の③により、厚生労働大臣等が適当であると認める場合には、国庫納付に関する条件を付さずに承認されることとなるため、個別にご相談願いたい。(安心こども基金 Q&A 参照)</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>需要の変化に対し、速やかな対応ができるよう、大臣等ではなく自治体によって用途変更の承認ができる措置、または大臣等が認可する際の判断基準について、より明確化した通達等の発出を行っていただくことを検討願いたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>当区の提案の趣旨として、今後見込まれる需要の変化に対応するため、速やかに施設の用途変更を行い、地域を活性化させることが目的であるので、保育・介護施設の相互の用途変更について、自治体の判断でできるように認めていただきたい。または、厚生労働省としての判断基準を明確化した「訓令又は通達等」を発出していただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	IV
<p>補助事業等により取得した財産を当初の交付の目的に反して使用する場合は、国の補助金を活用した施設を別の用途に用いようとするものであるため、自治体の判断に委ねることはできず、各省庁の長の承認を受ける必要がある。一方、財産処分の基準については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」を定め、各自治体に周知を行っているところ。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右提案者からの意見のとおり、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」で定める国庫納付について、市町村合併や地域再生に関する施策のほか、どのような場合に不要と認められるのか基準を示していただきたい。</p> <p>また、転用後の保育・介護施設に対し、補助金が素早く充当され施設運営がスムーズに進むよう手続きの簡素化についても、検討願いたい。</p>				

提案主体からの再意見

現行では補助金により取得した財産を目的外使用する場合、各省庁の長の承認を受けなければならないことは承知している。しかし、地域特性を踏まえた規制緩和を目指す構造改革特区制度の趣旨から、「厚生労働大臣等が適当であると認める場合」と曖昧にするのではなく、当区提案の内容等、特定の場合には、国庫納付を不要とするよう基準を明確にしていきたい。

または、保育や介護施設を転用する際に、補助金返還額を転用後の施設整備補助金で充当する等、補助金返還に係る手続きを簡素化していただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

D

「措置の内容」の再見直し

IV

国庫納付に関する条件を付さずに財産処分を承認する場合については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」を定め、各自治体に周知を行っており、基準は明確化されている。

また、経過年数が10年未満の保育所等の他の社会福祉施設への転用については、市町村合併や地域再生以外についても、地域の保育ニーズや待機児童の状況等を審査し、厚生労働大臣等が適当であると認める場合には、国庫納付に関する条件を付さずに承認されることとなるため、個別にご相談願いたい。

なお、国庫納付(返還)額を転用後の施設整備費補助金に充当することは、歳出・歳入予算の編成及び執行管理が不明確となり、財政規律の観点から認められない。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090040	プロジェクト名	女性活用・子育て・介護支援特区	
要望事項 (事項名)	保育所を活用した「園ナカ」ビジネスの展開を可能とする基準の整備	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1005040	
提案主体名	荒川区			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 ・児童福祉法 第56条の3第3号 ・保育所運営費の経理等について 5(2)
制度の現状	<p>施設整備に係る補助金については、補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令に定める財産を、各省各庁の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)。</p> <p>また、市町村から支弁される保育所運営費においては、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には、民間施設給与等改善費の加算分の停止、新規入所児童の委託の停止、その他の必要な措置を講ずることとしている。</p>

求める措置の具体的内容	児童福祉法第56条の3第3号の除外
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>保育所の敷地内において、保育事業者による物販や生活サービスの提供等の営利事業の展開を行う。</p> <p>【展開理由】</p> <p>女性が社会で活躍する上で、子育てと家事による負担が大きな障害となっている。とりわけ働きながら子育てをする女性にとって、保育園の送迎時間、家事に係る時間が大きな負担となっている。保育園内で保育事業者が物販等を可能にすることで、特に平日において、必要な日用品の購入等に係る時間を節約でき、子育てしやすい環境づくりを推進することができる。</p> <p>また、保育園を運営する事業者の経済的な負担も軽減できることから、保育サービスの向上も期待できる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>児童福祉法第56条の3第3号の除外はできない。</p> <p>児童福祉法に規定される保育所の設置を目的とした補助金の交付を受け設置した保育所を営利事業といったその目的外の使用目的で使用することは認められず補助金返還の対象となる。</p>				

また、市町村から支弁される保育所運営費においても、保育士が物販等を行うなど入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には適当ではないと考える。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

本提案は、大前提である保育環境には影響を及ぼさないものであることを前提としている。以上のことと、右提案者からの意見を踏まえ、再度検討の上回答されたい。

提案主体からの意見

当区の提案では、物販等は保育士以外の者が行い、かつ利用者の利便性向上につながるような営利事業の展開を想定している。その場合においても、児童福祉法第 56 条の3第3号の除外ができないか再考を願いたい。本提案が実現すれば、目的外使用をした場合でも、補助金を返還することなく、保育所内における物販等が可能となることで、事業者の参入促進及び、保育サービスの向上につながり、地域の特色を生かす本制度の趣旨からも有益と思われる。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
-------------	-------------	---	-------------	---

物販等について、保育士以外の者が行うとのことであるが、保育所運営費は保育の実施にあたり、児童福祉法 45 条の最低基準を維持するための費用であり、保育所運営費を保育以外の事業に充てることは出来ない。

また、施設整備に係る補助金について、補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令に定める財産を、各省各庁の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用してはならないと法令上定められており、営利事業といったその目的外の使用目的で使用することは認められず、補助金返還の対象となる。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

保育所運営費の本来の活用目的を妨げない範囲で、例えば補助申請の際に、保育施設内に運営費の対象としない区画を設け、そこで企業等が販売行為等を行うことは可能かどうかについても回答されたい。

提案主体からの再意見

働く女性の子育てに係る負担を減らし、家庭と仕事を両立したいというニーズに応えるため、「駅ナカ」保育所やガード下保育所等が設置されてきている。このような時代の変化に伴うニーズにきめ細かく対応するため、規制緩和の必要性を地域限定で検証することは重要であると認識している。

このような趣旨を踏まえ、物販事業費と保育事業費を別会計にする等、保育所運営費の活用状況を明確にした上でも、物販等を行うことができないか再考を願いたい。

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
--------------	--------------	---	--------------	---

保育所運営費は保育の実施にあたり、児童福祉法第 45 条の最低基準を維持するための費用であり、保育事業以外の事業に充てることは認められない。

また、保育所の施設整備に係る補助金は、児童福祉法に規定する保育所を整備することを目的とした補助金であるため、当初補助金を使用して整備された施設において、当該補助金の

目的である保育事業以外の事業を行うことは認められない。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090051	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	精神病床から一般病床への転用	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1012010
提案主体名	豊川市民病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	<p>○医療法第7条第2項</p> <p>○医療法第7条の2</p> <p>○医療法第30条の4第2項</p> <p>○医療法施行規第10条</p> <p>○平成26年厚生労働省告示第58号(診療報酬の算定方法)第5、1通則(2)「一般病棟、療養病棟、結核病棟又は精神病棟をそれぞれ単位として看護を行うものであること。」</p> <p>○平成26年3月5日保医発0305第1号(基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知))第2 病院の入院基本料等に関する施設基準</p> <p>「1 病棟の概念は、病院である保険医療機関の各病棟における看護体制の1単位をもって病棟として取り扱うものとする。」</p>
制度の現状	<p>医療法第7条の2により病床の種別を変更する場合は、都道府県知事の許可を得ることになっており、その病床の基準数は、医療法第30条の4第2項によりきてしているところ。</p> <p>しかし、救急患者の入院等臨時応急な状況が生じた場合は、基準数を超えて受け入れる事ができるとされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>一般病床の慢性的な満床状況を、未稼働である一部の精神病床を一般病床として有効活用することにより改善し、救急入院患者の安定的な受入体制等を確保する。</p> <p>緩和・廃止を求める規制は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画で定める基準病床数を超えた病床数の整備(医療法7条の2、30条の4) ・県知事の許可を得ている病床種別の一部を異なる種別の病床(精神病床→一般病床)として利用(医療法7条)
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現有の2つの精神病棟のうち、1棟を精神病床と一般病床の複合病棟とし、救急入院患者の安定的な受入れのために活用する。</p> <p>一般病床の慢性的な満床状況に鑑み、入院を要す救急患者の受入体制を整備するため、精神病棟から一般病棟への転用が実現するまでの間、常時稼働していない精神病床の有効活用を図る。</p> <p>なお、病院開設許可における病床種別は精神病床のままとし、当該複合病棟の設置に当た</p>

っては、病棟内に併存する精神病床と一般病床を明確に区分し、物理的に遮断可能な病棟構造とする。

過去の類似提案事例では、①精神と一般の複合病棟による看護体制、②増床に伴う医師数増加による他医療機関への影響、③地域内の受入れ可能な他医療機関の状況などが、問題・課題とされている。

今回の提案では、これら3点について、次のように対応する。

①については、当院の一般病棟に適用される7:1看護基準を満たした配置数とし、一般の患者については他病棟と同等、精神については手厚い看護が可能となる。

②については、この提案が医師数に影響を及ぼすことはないものとする。

③については、隣接する東三河北部医療圏からの医療依存度が43.9%（h21.6 愛知県調べ）である状況の中、当院は当該医療圏に隣接し多くの受入れ実績があり、特に救急搬送患者などは他医療機関での患者受入れが、し難い立地にある。

なお、現在、3次救急病院の指定に向け万全の体制整備に取り組んでいる。

この提案では、既存施設の有効活用を図ることにより、一般病床の慢性的な満床状況が改善でき、かつ、緊急を要する救急患者の受入に寄与できるものとする。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>精神病床のままとするのであれば、医療法施行規則第16条第1項第6号により精神病床がある精神病室の設備について、「精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法を講ずること。」とされているなど、一般病床として救急入院患者等を受入れるのは、その基準が異なることから、従来の規定通り都道府県の知事の許可が必要であるとする。</p> <p>なお、平成21年7月21日付通知「救急患者の受入れに係る医療法施行規則第十条等の取扱いについて」により、救急患者の受入については、地域の救急医療体制に鑑み、できる限り短期間であれば、定員超過入院等を行うことができるとされ、医療法第10条の規定の趣旨を周知している。同条に基づき緊急の場合の救急患者の受入の際に精神病床を一時的に使用することは可能と考えている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
--------	--	--	--

提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090052	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	診療報酬の支払いに関する要件 緩和	都道府県	愛知県
提案主体名	豊川市民病院	提案事項管理番号	1012011

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	<p>○「基本診療料の施設基準等」(平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 62 号)</p> <p>第5、1通則(2)「一般病棟、療養病棟、結核病棟又は精神病棟をそれぞれ単位として看護を行うものであること。」</p> <p>○「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知)</p> <p>第2 病院の入院基本料等に関する施設基準</p> <p>「1 病棟の概念は、病院である保険医療機関の各病棟における看護体制の 1 単位をもって病棟として取り扱うものとする。」</p>
制度の現状	<p>診療報酬においては、一般病床は一般病棟入院基本料等を算定する一方で、精神病床は精神病棟入院基本料等を算定することとなっている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>一般病床の慢性的な満床状況を、未稼働である一部の精神病床を一般病床として有効活用することにより改善し、救急入院患者の安定的な受入体制等を確保する。</p> <p>緩和・廃止を求める規制は、以下のとおり。</p> <p>・1病棟内に一般病床と精神病床を混在させる(診療報酬における病棟の概念)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現有の2つの精神病棟のうち、1棟を精神病床と一般病床の複合病棟とし、救急入院患者の安定的な受入れのために活用する。</p> <p>一般病床の慢性的な満床状況に鑑み、入院を要す救急患者の受入体制を整備するため、精神病棟から一般病棟への転用が実現するまでの間、常時稼働していない精神病床の有効活用を図る。</p> <p>なお、病院開設許可における病床種別は精神病床のままとし、当該複合病棟の設置に当たっては、病棟内に併存する精神病床と一般病床を明確に区分し、物理的に遮断可能な病棟構造とする。</p> <p>過去の類似提案事例では、①精神と一般の複合病棟による看護体制、②増床に伴う医師数増加による他医療機関への影響、③地域内の受入れ可能な他医療機関の状況などが、問題・課題とされている。</p> <p>今回の提案では、これら3点について、次のように対応する。</p>

①については、当院の一般病棟に適用される7:1看護基準を満たした配置数とし、一般の患者については他病棟と同等、精神については手厚い看護が可能となる。

②については、この提案が医師数に影響を及ぼすことはないものとする。

③については、隣接する東三河北部医療圏からの医療依存度が43.9%(h21.6 愛知県調べ)である状況の中、当院は当該医療圏に隣接し多くの受入れ実績があり、特に救急搬送患者などは他医療機関での患者受入れが、し難い立地にある。

なお、現在、3次救急病院の指定に向け万全の体制整備に取り組んでいる。

この提案では、既存施設の有効活用を図ることにより、一般病床の慢性的な満床状況が改善でき、かつ、緊急を要する救急患者の受入に寄与できるものとする。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
○医療保険制度は全国共通の制度であり、被保険者を全国に抱える保険者も存在するため、一部の地域のみに限ってこの取扱いを変更することは、国民、保険者の理解を得られないため、提案について構造改革特区での対応は困難。				
○医療法により、病床の種別として一般病床と精神病床が区分されており、それぞれの病床で提供する医療サービスにふさわしい人員配置や構造設備の基準が定められるとともに、それぞれ別の基準病床数が定められ、病床の種別を変更する場合は都道府県知事の許可を得ることとなっているなかで、診療報酬においても、一般病床は一般病棟入院基本料等を算定する一方で、精神病床は精神病棟入院基本料等を算定することとして、それぞれの病棟に必要な体制等の基準を定め、それを踏まえた点数設定が行われているところであり、提案についての対応は困難。				
○なお、許可病床数を超えて患者を病室に入院させた場合については、月平均の入院患者数が、病院にあっては許可病床数の100分の105を乗じて得た数未満の場合には、定員超過入院を理由とした入院基本料の減額は行われない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	III
--------------	--------------	---	--------------	-----

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	食品衛生管理者の資格要件の緩和	都道府県	長野県
	和	提案事項管理番号	1015010
提案主体名	長野県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	食品衛生法第 48 条
制度の現状	<p>食品衛生法においては、食品又は添加物の製造又は加工の過程において食品衛生上の考慮を特に必要とする営業を営む者に対して、食中毒の発生防止の観点から、その施設ごとに食品衛生管理者を配置することとされている。</p> <p>このため、食肉製品の製造又は加工を行う営業者については食品衛生管理者を施設ごとに配置しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>食品衛生法で規定されている食品衛生管理者の資格要件に管理栄養学課程を修め卒業した者を追加する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>食品衛生法の規定により、ハム、ソーセージなどの食肉製品を製造する営業にあつては、施設ごとに食品衛生管理者を置かなくてはならないとされている。</p> <p>法第 48 条第6項第2号に定める食品衛生管理者の資格要件として、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学等の課程を修め卒業した者が規定されている。しかし、これら要件を満たす者を確保することは難しい状況であり、資格要件に管理栄養士養成課程を修め卒業した者を追加することにより、食肉製品製造業への参画が容易になり、ジビエ振興の推進を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>長野県においては、野生鳥獣による農林業被害が深刻であり、これらの対策が喫緊の課題である。長野県ではジビエ振興に力を入れているが、県内において食肉製品製造業に従事する食品衛生管理者はわずか 56 名であり、食品衛生管理者の人材不足がジビエ振興を妨げる要因の一つになっている。</p> <p>食品衛生法施行令第 9 条で定められる食品衛生監視員の資格要件に栄養士が含まれていることから、食品衛生管理者においても管理栄養士課程を修め卒業した者が一定程度担保できるものとする。</p> <p>また、管理栄養学課程は全国各地に教育機関があり、県内にも設置されているため、人材確保が容易になる。そのため、ジビエを食肉としてだけでなく、食肉製品に加工する営業に参入しやすくなり、ジビエ振興につながる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>食品衛生管理者の資格要件については、特に衛生上の考慮を必要とする製造又は加工の過程を行う施設において当該施設における食中毒の発生防止のために衛生管理を行うことができるよう、そのために必要となる一定以上の衛生管理に関する専門的知見を有する者としている。</p> <p>一方、食品衛生監視員については、I 行政庁が組織として営業者に対して食品衛生法令に基づき監視・指導権限を行使する際に、専門的知識を有する者にその職務を命じるものであり、II 任用要件についても、栄養士の資格を有していることに加えて一定の行政経験を必要としており、食品衛生管理者とは、その役割及び必要となる要件が異なる。</p> <p>また、野生鳥獣肉を食肉製品に加工する場合、</p> <p>①狩猟者において止め刺し、放血、運搬を行い、</p> <p>②食肉処理業の許可を有する者において解体を行った上で、</p> <p>③食肉製品製造業の営業許可を有する者において加工を行うこと</p> <p>となるが、①、②については食品衛生法上、食品衛生管理者の配置は義務付けられておらず、既存の食肉製品製造業許可施設において、野生鳥獣肉を利用した食肉製品への対応が可能と考えられる。</p> <p>加えて、県内の食品衛生管理者養成施設(大学の食品衛生コース等)を卒業した者を食品衛生管理者として任用することも可能であることから、ジビエ振興の推進を図る観点からご考慮をいただきたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>食品衛生管理者に求められる衛生管理に関する専門的知見については、栄養士養成課程の必修科目である「食品と衛生」分野のカリキュラムにおいて食品衛生学を含む6単位が含まれていることから十分に担保できると考えられる。ジビエの処理施設を新たに設け6次産業化を図ろうとする県民から、食品衛生管理者の要件が厳しく人材の確保が困難であり、起業の妨げとなっているとの意見が寄せられている。既存の養成施設があっても食品衛生管理者の確保が困難である現状から、新たに起業する者がすでに管理栄養士の資格を持つ人材も含めて幅広く確保することができるよう、資格要件を緩和願いたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>食品衛生管理者については、特に衛生上の考慮を必要とする製造又は加工の過程を行う施設において食中毒の発生防止のために衛生管理を行うことから、食品衛生管理者の養成施設のカリキュラムでは、化学、生物化学、微生物学及び公衆衛生学を合計 22 単位以上履修することに加え、食肉化学や獣医学などの食品衛生に関する科目を一定以上修めることが求められており、ご要望の件については、困難であると考えている。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>今回提案に至った経緯は、野生鳥獣被害対策の延長として、ジビエ振興を図ることにある。ジビエを食肉製品に加工して付加価値を付けることにより、提供する営業者にメリットがある地域の産業として起業推進を図り、また加工食品として需用を増やすことによりジビエ振興に寄与することができると思う。このことから、本提案の趣旨を踏まえていただき、ジビエに限り資格要件の緩和を行っていただければ重ねて要望する。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>食品衛生管理者については、特に衛生上の配慮を必要とする食品の製造又は加工の過程を行う施設において食中毒の発生防止のために衛生管理を行うことから、食品衛生管理者の養成施設のカリキュラムでは、化学、生物化学、微生物学及び公衆衛生学を合計 22 単位以上履修することに加え、食肉化学や獣医学などの食品衛生に関する科目を一定以上修めることが求められている。</p> <p>この食品衛生管理者に係る資格要件については、国民の生命身体への重大な被害を防ぐために設けられていることから、ジビエ振興を目的としてこの資格要件を緩和することは困難であると考えている。</p>				

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	雇用調整助成金申請時の書類の 簡素化	都道府県	長野県
		提案事項管理番号	1015040
提案主体名	長野県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	雇用保険法第 62 条第 1 項第 1 号及び第 2 項 雇用保険法施行規則第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 平成 26 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 13 号、能発 0331 第 5 号、 雇児発 0331 第 9 号職業安定局長、職業能力開発局長、雇用均 等・児童家庭局長通知「雇用安定事業の実施等について」
制度の現状	支給対象事業主であって助成金の受給を希望するものは、雇用調整助成金休業等実施計画(変更)届又は雇用調整助成金出向実施計画(変更)届を作成し、必要な書類を添付した上で、あらかじめ事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に届け出なければならない。なお、届出に際しては、管轄労働局又は公共職業安定所の窓口で確認を受けることを原則とする。

求める措置の具体的内容	雇用調整助成金の申請に必要な計画届を不要とし、対象期間の実績で支給要件をみたしているかを判断する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>事前の計画が立てにくい宿泊業に限定し、雇用調整助成金の受給要件である「休業等実施計画届」(以下「計画届」という。)の事前提出を不要とすることにより、助成を必要とする事業者が申請しやすくする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>雇用調整助成金の受給に当たっては、休業等を行う前に休業予定日数等を記載した計画届の提出が必要とされているが、旅館業の場合、売上げは天候や景気などに大きく影響されるほか、宿泊予約が1週間前程度に集中することから、事前に客室の稼働状況を予測した上で休業予定日数等を設定するのは困難である。そのため、計画届を作成できないことを理由に、事業者が受給申請を断念することがありうる。</p> <p>結果的に休業せざるを得ない場合に助成金を支給することは、継続雇用につながるものと考えられる。</p> <p>【代替措置】</p> <p>休業等の事後に実績を届け出ることとする。事後であっても帳簿等から対象者の出勤状況を把握すれば、助成金の受給要件を満たしているかを判断でき、さらに、必要に応じて今後の再建計画の提出等を求めることにより、助成金の適正な運用を担保できると考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>雇用調整助成金(以下「雇調金」)の支給を受けることができる事業主は、雇用保険法施行規則第102条の3第1項第3号により「休業、教育訓練又は出向の実施について、あらかじめ、当該事業所の所在地を所管する公共職業安定所の長に届け出た事業主であること。」とされているが、これは、雇調金制度では休業等の実施についての事前届を要件とすることによって休業等の実施日や回数、休業等を実施する労働者等をあらかじめ行政官庁で把握し、休業等の確認体制を整備するとともに、事業主に対し、雇調金受給に必要な場合は要件整備等の指導をすることにより適正な支給を担保しているものである。</p> <p>特に、当該計画を策定するにあたっては、当該事業所において労使間の協定を必要としている。これは、事業所の休業という雇用上の影響が非常に大きい行為について、あらかじめ労使で協議することにより、労働者の雇用上の地位を安定的なものにするとともに、労働者の雇用上の安心感を与えることを期待しているためである。</p> <p>そのため、上記を踏まえ、事前に計画届を提出する運用については、変更することは不適當である。</p> <p>なお、提案理由として、事前の計画届を作成することができないことを理由に事業主が受給申請を断念することがあり得るとされているが、現行においてもあらかじめ提出した計画において、宿泊予約等予見できない事情により休業日の変更がある場合は、休業協定の範囲において前日までに変更届を労働局に提出すれば、雇調金を受給いただくことは可能であるため、提案理由にあるようなご事情の事業主であっても、受給申請を行っていただける仕組みとなっていると考えている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
回答では「予見できない事情がある場合には、前日までの変更届の提出で助成金の受給は可能」ということとされているが、中小企業では直前の状況変化に対応して役所への手続きを行うような人的な余裕はないのが実態である。例外的な措置を講じていただいているのであれば、実態を踏まえて更なる緩和措置を講じていただくよう要望する。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し III
<p>現行においてもあらかじめ提出した計画において、予見できない事情により休業日の変更がある場合は、休業協定の範囲において前日までに変更届を都道府県労働局に提出していただければ、雇用調整助成金(以下「雇調金」という。)を受給いただくことは可能であるが、これは中小企業だけに限定した例外的な措置ではなく、現行の雇調金制度内での取り扱いである。</p> <p>また、左記で回答しているとおり、事前に計画届を提出する運用については、適正な支給の観点等から変更することは不適當である。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
業種や業態によって雇調金の利用のしやすさに差がある現状を是正し、全ての事業者にとって利用しやすいものとするのが、この制度の有効活用、ひいては制度の趣旨である労働者の雇用の安定(失業予防)につながるものである。				
事前に計画届を提出させて事後に改めて支給申請させるよりも、事後に実績でチェックして支給する方が効率的である(行政の手法として「事前規制」から「事後監視」への流れもある)ことから、左記提案のとおり提出書類の簡素化を図ることとされたい。				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ
雇用調整助成金(以下「雇調金」という。)は、事前に計画届を作成し、提出した計画において、予見できない事情により休業日の変更がある場合は、休業協定の範囲において前日までに変更届を労働局に提出すれば、雇調金を支給いただくことは可能であることから、業種により利用のしやすさが異なることはない。				
事業所の休業という労働者にとって影響が非常に大きい行為について、あらかじめ労使で協議することにより、労働者の雇用上の地位を安定的なものにする観点からも当該計画策定は必要である。				
また、上記の理由に加え、雇調金は広く雇用主から拠出された雇用保険料に基づき運用される雇用保険事業の一環としての公的扶助であるから、不正受給を抑止し、より適正な支給に資する観点からも運用を変更することは適当ではない。				

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	有料職業紹介事業の許可の取得 に関する資産要件の緩和	都道府県	長野県
提案主体名	長野県	提案事項管理番号	1015050

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	職業安定法第31条第1項
制度の現状	<p>有料職業紹介事業の許可を受けるには、次のいずれの基準も満たす必要がある。(「財産的基礎」に係る許可基準)</p> <p>(1) 資産(繰延資産及び営業権を除く。)の総額から負債の総額を控除した額が500万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること。</p> <p>(2) 事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が、150万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となること。</p>

求める措置の具体的内容	有料職業紹介事業免許の取得に必要な資産要件について、地域を限定して廃止する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>有効求人倍率の低い地域に限定し、有料職業紹介事業参入の資産要件を廃止することで、求職者の雇用機会の拡大を図る。</p> <p>具体的には、創業期の事業所に限定して、資産、預貯金額の要件を廃止し、参入しやすくすることにより、求職者、求人企業とも「顔の見える」オーダーメイドの職業紹介を実施できるようにする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>創業期の企業が有料職業紹介事業を行う場合、新たな発想による効果的なマッチングが期待できるが、事業の許可要件(資産500万円以上、預貯金額150万円以上)により参入が難しい。</p> <p>有効求人倍率が伸び悩む地域においては、産業の活性化は当然に必要であるが、従来の発想にとらわれない新たなアイデアによる雇用のマッチングも、一定の効果が見込まれる。</p> <p>そのため、有効求人倍率が全国平均よりも低い地域に限定した有料職業紹介事業においては、創業期の企業が参入しやすいよう、資産要件を廃止する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
有料職業紹介事業については、適正な事業運営の確保や求職者の利益の保護のためには、事業を営む者に一定の能力を担保することが必要であるとの考え方により、許可基準に				

資産要件が設けられている。

このような趣旨に鑑み、有料職業紹介事業の許可については、従来通り、全国一律に資産要件を設けることが適当である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

回答にあるように、求職者の利益保護のために、有料職業紹介事業者に対する何らかの資格要件が必要であることは理解できなくもないが、現行の資産要件の金額(資産 500 万円、預貯金額 150 万円以上)の妥当性については明確に記されておらず、再考の余地があるのではないか。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
-------------	-------------	---	-------------	---

有料職業紹介事業については、適正な事業運営の確保や求職者の利益の保護のためには、事業を営む者に一定の能力を担保することが必要であるとの考え方により、許可基準に資産要件が設けられている。

具体的には、他人の就業に介入して不当な利益を受けるといった弊害が生じないよう、事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有することが必要として、現行の資産要件の金額を課しているところである。

このような趣旨に鑑み、有料職業紹介事業の許可については、従来通り、全国一律に資産要件を設けることが適当である。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。特に、前回から提案されている「資産要件の金額の妥当性」について、的確に回答すること。また、「職業紹介事業の業務運営要領」において、資産保有の継続性を求めていることから、貴省回答にある「適正な事業運営の確保や求職者の利益の保護」のための能力を担保する手段として、財産的基礎を求めることが妥当であるのか説明されたい。

提案主体からの再意見

再検討要請に対する回答では、「事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有することが必要」としているが、要件の根拠については明確に記されておらず、基準を引き下げる余地があるものとする。

注)民間が県内新設企業の資本金を調査した結果(H22)では、500 万円未満の会社が 58.3% を占めている。

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
--------------	--------------	---	--------------	---

有料職業紹介事業については、適正な事業運営の確保や求職者の利益の保護のためには、事業を営む者に一定の能力を担保することが必要であるとの考え方により、許可基準に資産要件が設けられている。

本提案では、「創業期の企業が参入しやすいよう」との観点から資産要件の金額の妥当性に

疑義を呈していると推察するが、同金額の妥当性は、かかる観点からではなく、適正な事業運営の確保や求職者の利益の保護という観点に基づくべきである。また、県内の新設企業の資本金の調査結果を引用されているが、他人の就業に介入するという有料職業紹介事業の性質を踏まえることなく、新設企業だけを対象に、かつ、業種を問わず行った調査結果を用いることは、比較として適当でない。

その上で、現行の資産要件の金額は、求職からマッチングに一定の期間を要するという職業紹介事業の特性を勘案して、事業を3ヶ月運営するために必要な資金として現預金を150万円と設定するとともに、仮に当面の運営資金が無くなっても安定的に事業を継続できるよう、現預金以外の資産を350万円(資産の合計500万円)と設定することにより、事業の健全な遂行を担保したものにしたことを申し添える。

更に、再々検討要請では、「職業紹介事業の業務運営要領」において、資産保有の継続性を求めていることのみをもって当該要件の妥当性に疑義を呈されているが、有料職業紹介の許可については、定期的な更新を求めており、ご認識は当たらない。

以上より、有料職業紹介事業の許可については、従来通り、全国一律に資産要件を設けることが適当である。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090100	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	非農林漁業者の農林漁業体験民 宿開業に係る旅館業法の規制緩 和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1018020	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	旅館業法施行規則第5条 旅館業法施行令第2条
制度の現状	農林漁業者が農山漁業滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第1条第3項第1号の基準(簡易宿所営業は客室の延床面積33㎡以上)は適用しない。

求める措置の具体的内容	<p>過疎法に基づく過疎地域がある市町において、非農林漁業者(NPO法人など地域外の者も含む)が、農林漁業者が運営する農家民宿と同じ目的で、集落の農家等の協力を得ながら農林漁業体験民宿を開設するにあたり、市町が事業者とともに、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認し、宿泊者安全性等(消防・保健衛生・特例の必要性)の確保ができると市町が認めたものについて、農林漁業者と同様の旅館業法の特例を認めること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業者が運営する農林漁業体験民宿は、客間一間(33㎡未満)でも旅館業(簡易宿所)の許可を受け、開業が可能となり、建築基準法や消防法でも規制が緩和され、最小限の増改築で民宿を開業することができる。 一方、非農林漁業者でも農林漁業体験民宿の開業が認められるようになったものの、客室延べ床面積33㎡未満の場合、開業不可で農林漁業者と同様の規制緩和の適用を受けられない状況である。 過疎化、高齢化が進む多自然地域においては、空き家の増加など地域の活力低下が喫緊の課題となっており、都市住民との交流により地域活性化を図る動きがあるなか、空き家を活用した農林漁業体験民宿開業もその一つであるが、集落内の農林漁業者は少人数の上、高齢化が進行し、運営が困難な状況である。 また、非農林漁業者であっても農林漁業体験民宿の開設目的や自宅等の改修に伴う生活への支障があることについては農林漁業者と何ら変わるものではない。 そこで、非農林漁業者に対して、農林漁業者と同様の旅館業法の特例を認めることにより、NPO法人など外部の運営主体による農林漁業体験民宿の開設が可能となる。 また、市町が事業者とともに、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認し、宿泊者安全性等(消防・保健衛生・特例の必要性)について確保ができると市町が

開設時に認めるとともに、開設後も継続的に指導することにより「宿泊者の安全確保」を担保する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>NPO法人などの外部の運営主体による民宿の開設とされているが、この場合、農林漁業者が自宅を用いて自らと家族が暮らす農林漁業者としての生活の場で生活をともにする農林漁業体験民宿の場合と異なり、宿泊とは別に農林漁業体験を行わせる事業と考えられ、宿泊部分については一般の事業者が経営する宿泊施設と営業形態や宿泊環境において異なるものではない。このため、消防法に係る確認を行うからという理由で、旅館業法において、事業者に通して求められる最低基準を満たさなくてもよいとはならないことをご理解いただきたい。</p> <p>なお、床面積の算定において、建物の構造や利用形態等の地域の実情を考慮することが考えられないか。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<ul style="list-style-type: none"> ・過疎・高齢化が進む地域の活性化には農家民宿の運営が有効であるが、集落内部には民宿運営の担い手が無く、外部人材の活用が必要である。 ・非農林漁業者(個人、NPO)が自宅(NPO構成員自宅含む)に宿泊させる場合でも、農林漁業体験民宿として開設する場合は、目的や事情が農林漁業者(個人)が「自宅」に宿泊させる場合と同じである。 ・非農林漁業者が空き家で農家民宿を運営する場合も、空き家の所有者が通常の維持管理を行い、農家民宿に係る旅館業法及び県の条例の諸規定を遵守するため、現行の農家民宿と同様の必要な衛生環境は維持できる。 ・「農林漁業者」とは、当該民宿及び自家への食材等のみの生産者でもよいのか。 				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>簡易宿所営業は、宿泊する場所を多人数で共用する施設であり、その業務の適正な運営を確保するため、延床面積に係る最低基準が設けられている。ご提案の場合は、農林漁業者が自宅を用いて自らと家族が暮らす農林漁業者としての生活の場で生活をともにする農林漁業体験民宿の場合と異なり、宿泊とは別に農林漁業体験を行わせる事業と考えられ、宿泊部分については一般の事業者が経営する宿泊施設と営業形態や宿泊環境において異なるものではないことから、他の規制を守るからといって、事業者に通して求められる最低基準を満たさなくてもよいとはならないことをご理解いただきたい。</p> <p>なお、床面積の算定において、建物の構造や利用形態等の地域の実情を考慮することによってできないか検討願いたい。</p> <p>また、旅館業法施行規則5条1項4号の「農林漁業者」については、農林漁業のみの収入で生計が維持されていることを必要とするものではないが、農林漁業体験民宿業を営む者が、専ら自分及びその家族並びに宿泊者の用に供するために、食材及び薪炭を生産する場合</p>				

は、「農林漁業者」には該当しないものとする。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

- ・過疎・高齢化が進む地域の活性化には農家民宿の運営が有効であるが、集落内部には民宿運営の担い手が無く、外部人材の活用が必要である。
- ・非農林漁業者(個人、NPO)が自宅(NPO構成員自宅含む)に宿泊させる場合でも、農林漁業体験民宿として開設する場合は、目的や事情が農林漁業者(個人)が「自宅」に宿泊させる場合と同じである。
- ・非農林漁業者が空き家で農家民宿を運営する場合も、空き家の所有者が通常の維持管理を行い、農家民宿に係る旅館業法及び県の条例の諸規定を遵守するため、現行の農家民宿と同様の必要な衛生環境は維持できる。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

Ⅲ

簡易宿所営業は、宿泊する場所を多人数で共用する施設であり、その業務の適正な運営を確保するため、延床面積に係る最低基準が設けられている。

ご提案が、非農林漁業者が自宅を用いる形又は空き家を用いる形のいずれの場合でも、農林漁業者が自宅を用いて自らと家族が暮らす農林漁業者としての生活の場で生活をともにする農林漁業体験民宿の場合と異なり、宿泊とは別に農林漁業体験を行わせる事業と考えられ、宿泊部分については一般の事業者が経営する宿泊施設と営業形態や宿泊環境において異なるものではないことから(非農林漁業者がその自宅を用いて農林漁業体験民宿業を営む場合に、農林漁業体験を他の農林漁業者に委託する場合には、当該非農林漁業者が直接実施するのは宿泊部分のみとなるが、それは、一般の事業者が宿泊施設を経営する場合と異ならない。また、非農林漁業者が「空き家」に宿泊させる場合には、当該「空き屋」は専ら宿泊のために用いられる施設にほかならず、一般の事業者が経営する宿泊施設と異ならない。)、他の規制を守るからといって、事業者に共通して求められる最低基準を満たさなくてもよいとはならないことをご理解いただきたい。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090110	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	臨床研修医定員枠の決定権限の 県への移譲	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1018030	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	医師法第16条の2 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の 施行について
制度の現状	臨床研修病院を指定するときは、一定レベル以上の研修の質を全国的に確保する必要があるため、医師法上、医道審議会の意見を聴くこととされている。 臨床研修制度における研修医の募集定員の設定は、研修医の適正配置を誘導するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を設定するとともに、各病院の募集定員を受入実績や医師派遣実績等を勘案して設定している。

求める措置の具体的内容	都道府県が地域の政策的必要性も勘案し臨床研修医の定員配分を調整できるよう、定員枠の決定権限を都道府県に移譲すること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県全体の臨床研修医の定員枠及び各病院の定員枠は国が決定しており、へき地の臨床研修病院の受入定員枠は実績ベースで絞られている中で、へき地所在病院への定員配分が実質的に困難である。 臨床研修病院の指定及び研修医の受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的必要性も勘案して受入枠を設定できるようにすることにより、地域の医師不足の解消につなげることができる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
<p>臨床研修病院を指定するときは、一定レベル以上の研修の質を全国的に確保する必要があるため、研修プログラムが、医療人として必要な基本姿勢、態度を身につけ、多様な経験を醸成できる内容であるかどうか等の判断に格差が生じないよう、医師法上、学識経験を有する委員などから構成される医道審議会において、外形的な基準からは直ちに判断することが難しい要素を確認し、全国唯一の専門的な視点により議論をした上で、指定をすることとされており、これを特区として認めることは、全国統一の研修の質の確保ができなくなるおそれがあることから対応は困難。</p> <p>また、臨床研修制度における研修医の募集定員の設定は、全国的な研修医の適性配置を</p>				

誘導するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を設定するとともに、各病院の募集定員を受入実績や医師派遣実績等を勘案して設定しており、これを特区として認めることは、全国的な研修医の適性配置を誘導することができなくなるおそれがあることから対応は困難。

なお、御懸念の点については、平成 25 年 12 月に取りまとめられた医師臨床研修制度の見直しの報告書を踏まえ、制度の見直し(平成 27 年度研修より適用)を行っており、今後、地域枠学生も含めた医学部の入学定員増により、研修希望者が増加していくことから、全体の募集定員の設定にあたっては、全国の研修医総数や研修希望者数を推計しており、医学部卒業生の増加を織り込んだ制度設計としている。また、地域医療の安定的確保の観点から、地域枠の状況等も踏まえつつ、都道府県上限の範囲内で、都道府県が一定の柔軟性をもって定員を調整できる仕組みを創設しており、これらの内容により、今後とも都道府県が、地域の実情などを踏まえた募集定員の調整が可能となるよう対応していきたい。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

- ・ご回答いただいた内容にあった都道府県上限の範囲内で柔軟な定数配分が可能になったとしても、臨床研修病院の臨床研修定員は実績ベースで絞られる現状から考えると、へき地所在病院への定員配分は実質的に困難である。
- ・また、臨床研修の質の確保が必要であることは認識しているが、臨床研修病院として満たすべき基準等を国が予め示し、都道府県がその基準に基づいて臨床研修病院を指定すれば、臨床研修の質の確保は可能となるため、都道府県への権限移譲を求めているものである。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

IV

先に回答したように、平成 27 年度の研修より地域医療の安定的確保の観点から、都道府県上限の範囲内で、都道府県が一定の柔軟性をもって定員を調整できる仕組みを創設したところ。また、貴県の平成 27 年度募集定員の上限は平成 26 年度募集定員より増えているところであり、これらを踏まえると、貴県において調整は可能と考える。

なお、ご提案の研修医の定員枠及び臨床研修病院の指定の決定権限を都道府県に移譲することは以下の理由から困難。

- ・ 臨床研修制度における研修医の募集定員の設定は、全国的な研修医の適性配置を誘導するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を設定するとともに、各病院の募集定員を受入実績や医師派遣実績等を勘案して設定しており、これを特区として認めることは、全国的な研修医の適性配置を誘導することができなくなるおそれがあること。
- ・ 臨床研修病院を指定するときは、一定レベル以上の研修の質を全国的に確保する必要があるため、研修プログラムが、医療人として必要な基本姿勢、態度を身につけ、多様な経験を醸成できる内容であるかどうか等の判断に格差が生じないよう、医師法上、学識経験を有する委員などから構成される医道審議会において、外形的な基準からは直ちに判断することが難しい要素を確認し、全国唯一の専門的な視点により議論をした上で、指定をすることとされ

ており、これを特区として認めることは、全国統一の研修の質の確保ができなくなるおそれがあること。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

- ・急速に変化する医療を取り巻く環境の変化に俊敏に対応して地域における医師の適正配置を実現するには、地域医療に直面し重要な責任を負っている都道府県が、直接、政策的必要性を勘案して定員配分を実施することが不可欠であると考えます。
- ・国全体として確保すべき水準を保つ視点から国が統一的に定員配分することは理解できるが、地域の政策的必要性を鑑みた都道府県による定員配分の実施は、同等に重要である。
- ・よって定員枠の決定権限を都道府県に委譲されることを求めるものである。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

IV

先に回答したように、平成 27 年度の研修より、地域医療の安定的確保の観点から、都道府県上限の範囲内で、都道府県が一定の柔軟性をもって定員を調整できる仕組みを創設したところ。また、貴県の平成 27 年度募集定員の上限は、平成 26 年度募集定員より増えているところであり、これらを踏まえると、貴県において調整は可能と考える。

なお、ご提案の研修医の定員枠の決定権限を都道府県に移譲することは以下の理由から困難。

- ・臨床研修制度における研修医の募集定員の設定は、全国的な研修医の適性配置を誘導するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を設定するとともに、各病院の募集定員を受入実績や医師派遣実績等を勘案して設定しており、これを特区として認めることは、全国的な研修医の適性配置を誘導することができなくなるおそれがあること。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医師修学資金制度による養成医師に係る臨床研修受入の別枠化及び臨床研修医の定員の弾力化と人員配置権の規制緩和	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1018040
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	医師法第16条の2 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
制度の現状	臨床研修制度における研修医の募集定員の設定は、研修医の適正配置を誘導するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を設定するとともに、各病院の募集定員を受入実績や医師派遣実績等を勘案して設定している。

求める措置の具体的内容	臨床研修医の定員枠の決定権限について都道府県への移譲が認められるまでの間は、へき地に所在する臨床研修病院へ誘導するための手法として、個々の臨床研修病院の定員枠について、都道府県が地域の政策的必要性も勘案し調整できる権限を拡大するよう、制度を変更すること。(詳細は右記のとおり)
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①医師修学資金制度による養成医師にかかる臨床研修受入の別枠化 臨床研修病院が受入可能な範囲内で、修学資金制度による養成医師については臨床研修医定員の別枠として取り扱えるようにすること。</p> <p>②臨床研修医の定員の弾力化と人員配置権の規制緩和 都市部病院とへき地病院が連携して策定する研修プログラムへの参加希望者が定員を上回った場合に、その超過定員分を県内の他の研修プログラムへの定員調整分として扱えるようにすること。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の医学部入学定員の緊急臨時的増員も含めた、いわゆる地域枠出身の臨床研修医も各病院の定員の内数として処理されているため、へき地等における医師不足病院において、現状以上の臨床研修医数の確保が困難。 ・ 医師修学資金制度の仕組みにより、へき地で勤務すべき医師は増えているが、へき地の臨床研修病院の受入定員枠は実績ベースで絞られてきている。 ・ 臨床研修病院の指定及び研修医の受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的必要性も勘案して受入枠を設定できるようにすることにより、地域の医師不足の解消につな

げることができる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
<p>臨床研修制度における研修医の募集定員の設定は、全国的な研修医の適性配置を誘導するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を設定するとともに、各病院の募集定員を受入実績や医師派遣実績等を勘案して設定しており、これを特区として認めることは、全国的な研修医の適性配置を誘導することができなくなるおそれがあることから対応は困難。</p> <p>なお、御懸念の点については、平成 25 年 12 月に取りまとめられた医師臨床研修制度の見直しの報告書を踏まえ、制度の見直し(平成 27 年度研修より適用)を行っており、今後、地域枠学生も含めた医学部の入学定員増により、研修希望者が増加していくことから、全体の募集定員の設定にあたっては、全国の研修医総数や研修希望者数を推計しており、医学部卒業生の増加を織り込んだ制度設計としている。また、地域医療の安定的確保の観点から、地域枠の状況等も踏まえつつ、都道府県上限の範囲内で、都道府県が一定の柔軟性をもって定員を調整できる仕組みを創設しており、これらの内容により、今後とも都道府県が、地域の実情などを踏まえた募集定員の調整が可能となるよう対応していきたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	<ul style="list-style-type: none">・各病院の臨床研修定員が実績ベースで絞られている中で、へき地所在病院への定員配分が実質的に困難であることから、へき地に所在する臨床研修病院へ誘導するための手法として提案しているものである。・県内の医師の適正配置を誘導するためにも、都市部病院とへき地病院が連携して策定する研修プログラムへの参加希望者が定員を上回った場合に、その超過定員分を県内の他の研修プログラムへの定員調整分として扱うこと、また、修学資金制度による養成医師については、あくまで臨床研修病院の研修受入体制の範囲内で臨床研修医定員の別枠として取り扱うことを認めていただきたいとするものである。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	IV
<p>先に回答したように、平成 27 年度の研修より地域医療の安定的確保の観点から、都道府県上限の範囲内で、都道府県が一定の柔軟性をもって定員を調整できる仕組みを創設したところ。また、貴県の平成 27 年度募集定員の上限は平成 26 年度募集定員より増えているところであり、これらを踏まえると、貴県において調整は可能と考える。</p> <p>なお、ご提案の研修医の定員を別枠として取り扱うことは以下の理由から困難。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 臨床研修制度における研修医の募集定員の設定は、全国的な研修医の適性配置を誘導するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を設定するとともに、各病院の募集定員を受入実績や医師派遣実績等を勘案して設定しており、これを特区として認めることは、全国的な研修医の適性配置を誘導することができなくなるおそれがあるこ				

と。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

- ・国全体として確保すべき水準を保つ視点から国が統一的に定員配分することは理解できる。
- ・しかし、緊急臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医は、各病院定員の内数として処理されていることから、今後、地域枠出身医師を中心に、へき地等で勤務する医師が増加するとしても、へき地等における医師不足病院が現状以上の臨床研修医数を確保することは、現制度のままでは困難である。
- ・よって医師修学資金制度による養成医師にかかる臨床研修受け入れの別枠化、制度の弾力化等を求めるものである。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

IV

先に回答したように、平成 27 年度の研修より、地域医療の安定的確保の観点から、都道府県上限の範囲内で、都道府県が一定の柔軟性をもって定員を調整できる仕組みを創設したところ。また、貴県の平成 27 年度募集定員の上限は、平成 26 年度募集定員より増えているところであり、これらを踏まえると、貴県において調整は可能と考える。

なお、ご提案の研修医の定員を別枠として取り扱うことは以下の理由から困難。

- ・臨床研修制度における研修医の募集定員の設定は、全国的な研修医の適性配置を誘導するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を設定するとともに、各病院の募集定員を受入実績や医師派遣実績等を勘案して設定しており、これを特区として認めることは、全国的な研修医の適性配置を誘導することができなくなるおそれがあること。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090130	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	保育所型認定こども園の有期認定規定の廃止	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1018050	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	内閣府 厚生労働省 文部科学省
該当法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条
制度の現状	保育所型の認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める。

求める措置の具体的内容	保育所型認定こども園のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、当該保育所の更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25.4.1 現在兵庫県下 41 市町のうち待機児童がある市町は 11 市町で、約 3/4 の市町には待機児童がいないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。 ・ 加えて、今後ますます少子化が進行すれば、保育需要の減少が見込まれており、当該規定は必要性が乏しい。 ・ 認定こども園として運営できないほど保育需要が増加するのであれば、その時点で設置者が認定こども園を廃止し、保育所に戻すことで対応が可能。 ・ 平成 27 年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度では、保育所単体として保育所型認定こども園だけでなく幼保連携型認定こども園に移行することも可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは整合性に欠ける。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年を超えない範囲内の有効期間が定められている。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>将来的な保育需要に対応するために有期認定が必要とのことであるが、例えば特区の指定範囲内において、一定期間の待機児童数等を指標とし、大幅な保育需要の増加が見込まれることがなさそうだと判断された場合、自治体が貴省庁に同意を得ることで有期認定期間を延長するなど、実情に応じた柔軟な対応をしていただくことは不可能か。そのような可能性を含め御回答願いたい。</p>			
提案主体からの意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・H25.4 現在、兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3／4の市町には待機児童がない。また、今後ますますの少子化により保育需要の減少が見込まれていることから、当該規定を兵庫県下一律に設定する必要性は乏しい。 ・以上のようなことから、兵庫県下一律ではなく、その地域の状況に応じて有効期間を設定できるよう求めるものである。 			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し I
<p>保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもも受け入れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づき、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされており、この有効期間を廃止することは適当ではない。</p> <p>なお、認定の有効期間の更新については、国の同意等は特段求められていない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
<p>右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所を保育所型認定こども園として認定するに当たり有期認定とする理由は、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するためとのことであるが、新たな幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様の役割を持っているが、有期認定ではない。 ・来年度から実施予定の子ども・子育て支援制度では、市町村では保育等のニーズ調査を行い、5年間の需給計画を策定することとされている。 <p>以上のことから、保育所型の有期認定は廃止すべきである。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し I
<p>子ども・子育て支援新制度における「幼保連携型認定こども園」については、満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うものであって、学校及び児童福祉施設として新たに法的に位置付けられた単一の施設であり、認定の有効期間については特段設けられておらず、これはこれまでの幼保連携型認定こども園と同様の取扱いである。</p> <p>一方、保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもも受け入れることができる施設である。</p>			

保育所型認定こども園は、保育所を前提として保育に欠けない子どもも受け入れるものであり、将来的に地域における保育需要が増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	私立保育所における3歳未満児に 対する給食の外部搬入の実施	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1018060
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条 ・厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令第1条
制度の現状	3歳未満児の給食の外部搬入については、特区の認定を受けた公立の保育所のみ行うことが可能である。

求める措置の具体的内容	公立・私立を問わず保育所の適切な運営を図るため、公立保育所が給食の外部搬入を認められている地域では、私立保育所でも満3歳に満たない児童に対して給食の外部搬入を可能とすること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所では、特区認定により満3歳に満たない児童の食事の外部搬入が認められている一方で、私立保育所では認められておらず、公立保育所とのバランスを欠く。 私立保育所で給食の外部搬入が可能となることで、保育所運営の合理化に向けた選択肢が広がり、効率化が進む可能性がある。 平成24年に行われた構造改革特区評価・調査委員会による調査では、「公立保育所における給食の外部搬入実施により、保育士の加配、延長保育の充実、保育料の軽減等、保護者の望む保育の提供に繋がっている」ことが確認されている。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
平成24年度に行われた構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査によれば弊害の除去に引き続き課題が認められることから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」こととされた。したがって、現時点でご指摘の3歳未満児の私立保育所での給食の外部搬入方式を実施することは適切ではなく、今後の評価の結論を待たれたい。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所では、特区認定により満3歳に満たない児童の食事の外部搬入が認められている一方で、私立保育所では認められておらず、公立保育所とのバランスを欠く。 ・国は、公立保育所での取組の評価を、いたずらに28年度まで先送りにするのではなく、すみやかに再評価・検討を行い、私立保育所での給食の外部搬入を認めるべき。 			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し III
<p>平成24年度に行われた評価・調査委員会では、3歳未満児に必要な個別の対応が困難、保育所と外部搬入事業者の連携が不十分といった弊害も指摘されている。</p> <p>その上で、評価・調査委員会は、保育所の状況及び平成27年度施行予定の子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされたところであり、したがって、今後の評価の結論を待たれたい。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所では、特区認定により満3歳に満たない児童の食事の外部搬入が認められている一方で、私立保育所では認められておらず、公立保育所とのバランスを欠く。 ・国は、公立保育所での取組の評価を、いたずらに28年度まで先送りにするのではなく、すみやかに再評価・検討を行い、私立保育所での給食の外部搬入を認めるべき。 			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し III
<p>特にきめ細かな個別対応や配慮が必要となる3歳未満児への給食の外部搬入については、まずは市町村が直接、設置者・実施者としての責任を負う公立保育所においてのみ認めているものである。</p> <p>その一方、平成24年度に行われた評価・調査委員会では、3歳未満児に必要な個別の対応が困難、保育所と外部搬入事業者の連携が不十分といった弊害も指摘されている。このため、評価の結果を受け、評価・調査委員会は、保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされたところである。</p> <p>したがって、今後の評価の結論を待たれたい。</p>			

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090150	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	救急救命処置の範囲の拡大(超音波装置による画像撮影および伝送)	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1019010	
提案主体名	インフォコム株式会社			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第2条、第43条、第44条 救急救命士法施行規則第21条 厚生労働省通知 平成04年03月13日指第17号「救急救命処置の範囲等について」
制度の現状	超音波検査は生理学的検査に含まれる項目であり救急救命処置の範囲に含まれていないため、現行では救急救命士が行うことは認められていない。

求める措置の具体的内容	<p>【救急救命士の医療行為拡大】</p> <p>救急搬送時、災害・多重事故時など、救急救命士が超音波検査機器の撮影を行える措置を求める。</p> <p>現在、医師の指示を受けて救急救命士が行える救急救命処置は限られている(厚生労働省通知 平成四年三月十三日 指第十七号「救急救命措置の範囲等について」等)。この対象範囲を広げるなどして、救急救命士が超音波検査機器の撮影の上、搬送先病院へ伝送できるようにしたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(実施内容)</p> <p>映像伝送システムを実装している地域(宮崎県日向市、広島県広島市)において、救急車に搭載した超音波検査機器を用いて、医師の指示の元に救急救命士が体内の状態を撮影し、病院へ伝送する。病院ではその映像を参考に受入準備等を行う。</p> <p>また、救急現場での救急救命士による超音波検査の有効性を検証し、併せて地方公共団体や医療機関などから成る協議会を設置し、運用の標準化について検討を行う。</p> <p>(提案理由)</p> <p>現在、救急の現場では、救急患者が搬送先病院に到着後、超音波検査機器を医師や技師が操作して、患者状態を把握している。</p> <p>一方、昨今の技術向上で、生体情報(心電図、血圧、呼吸数、脈拍など)のモニター画面を遠隔地から病院へ伝送することが可能となり、一部の地域ではカメラと映像伝送システムを救急車などに搭載し、病院へ患部や生体情報モニター画面の映像データを伝送して、搬送中にリアルタイムで傷病者の容態を病院へ伝えている。これにより搬送先病院では、傷病者の傷や</p>

容態を搬送中に把握できるため、搬送方法や応急処置の指示、搬送後の的確な準備が可能となっており、搬送から医師による処置までの時間が短縮される。

上述の画像伝送に加え、現行では認められていない救急救命士による超音波検査・画像伝送が可能となれば、心筋梗塞、腹腔内出血などの傷病や周産期の胎児の状況など、医師が把握できる疾病者の状態の範囲が広がり、救急患者の救命率をあげる事が可能になる。

今後、映像伝送装置を搭載している救急車の増加に合わせて超音波画像も同時に病院へ伝送することで、より多くの人命を救うことが可能となる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
<p>御提案の救急救命士が超音波装置の撮影を行うことについては、以下の内容を考慮すると、外傷患者の診療に与える影響などの観点から、不相当であり、対応不可である。</p> <p>○超音波検査で所見が出るような場合は、救急救命士の観察で腹部膨隆、腹壁緊張など腹腔内出血を疑う理学所見等が得られ、超音波所見がなくても、医療機関は必要な治療の準備を行うことが可能である。</p> <p>さらに、病院到着後の超音波検査で腹腔内出血が疑われる場合でも、全てが緊急手術とはならないため、これらを踏まえると、搬送中に超音波検査を行う利点はそれほど多くないと考える。</p> <p>○その一方で、「平成 25 年版 救急救助の現況」によれば、救急搬送される症例の中で交通事故は 9.3%、その中で重症例は 3.9%で年間約 21,000 件である。それらは、頭部外傷や四肢外傷等も含むと考えられるため、超音波検査で所見が出る腹部損傷等の症例の実数はかなり少ないと推定される。</p> <p>○さらに、超音波検査は高度な手技を要し、臨床検査技師の養成カリキュラムでも相当の単位数が求められている。仮に新たに救急救命士の養成課程に加えるとするならば最低でも講義枠 1 単位、実習枠 1 単位程度 (50~60 時間) が必要と推定され、養成所の対応としても困難であり、特に半年課程の消防学校では単位追加への対応は物理的に不可能である。</p> <p>したがって、利点がそれほど多くない一方で、救急救命士の養成に大きな影響を与えるため、不相当であり、対応は不可である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。
提案主体からの意見	<p>救急車内で超音波検査を行うことの意義は大きいとの医師の意見が多くある。交通外傷以外にも、心疾患や産科領域など幅広い活用が可能であり、病院が少なく搬送に時間のかかる地域など、搬送中に超音波検査を行う利点は多いと考える。</p> <p>また、今回の提案では、画像から容態を判断するのは医師であり、救急救命士は医師の指示の元にプローブを当てるだけであり、臨床検査技師並みの技術は不要なため、消防学校以外(医療機関、大学、メーカー等)での枠組みで追加的な短期間の教育を行うことによる養成は可能だと考える。</p>

上記を踏まえ、関係者による協議会等により養成体制が構築可能な地域については、特区として実施可能とすること求めたい。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	IV
-------------	-------------	---	-------------	----

救急救命士の業務の拡大に関する御提案については、以下の点を考慮すると、対応不可である。なお、日本救急医学会、日本臨床救急医学会と連絡を取り合っている中で、救急救命士に超音波の実施を求めるとの要望は無いことを申し添える。

○御提案の中では、「臨床検査技師並みの技術は不要」とあり、「追加的な短期間の教育を行うことによる養成は可能」とされているが、「当て方」についても体内の解剖学的理解、超音波装置の原理の理解、いろいろな体型でのシミュレーションなどが必要であり、「短期間で養成可能」の根拠は無い。

○消防学校以外(医療機関、大学、メーカー等)での枠組みで追加的な短期間の教育を提案されているが、救急救命処置として位置づけることを考えれば、救急救命士の養成カリキュラムに組み込むことを前提に考える必要がある。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

○救急搬送時の救急救命士による超音波検査の意義について、学会全体での認識は得られていないが、現場の声は個々の論文などで発表されており、賛同者は今後増加すると考えている。

○医師が救急車内の患者映像を見ながら指示を行い、救急救命士は医師の指示の元にプローブを当てるだけという方法をとることにより、臨床検査技師並みの技術が不要となり、メーカー・大学などでの短期間の教育が可能とならないか。

○特区を上記のスキームによる実証研究の場として、安全性や有効性の検証を行うことは可能か。実証実験の際には、自治体・大学・メーカー等の専門家から成る協議会を設立し、詳細スキーム等を検討し、患者の安全確保に努める。

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	IV
--------------	--------------	---	--------------	----

救急救命士の処置範囲の拡大に関する御提案については、以下の点を考慮すると、対応不可である。

○救急搬送時の救急救命士による超音波検査の意義について、添付資料を参照すると、医師、業者等個々の賛同者を挙げているが、実際に超音波検査を行う救急救命士、消防本部、自治体等の賛同は確認できない。また、御提案の中に「協議会を設立し、実証研究の場として実施したい」とあるが、救急救命処置の範囲を拡げたいという御意見は、地域ごとに設置され、その地域の救急医療体制を構築する役割を担っているメディカルコントロール協議会で消防機関、医療機関、行政機関を交えて検討し、合意を得た上で提案をするべきである。

○「救急救命士は医師の指示の下にプローブを当てるだけという方法をとる」とあるが、前述のように、当該方法をとることが短時間で教育を可能とする根拠にはならない。なお、実際に処置を行う機会が少ないと考えられる中で技能維持が可能かについても上記のメディカルコントロール協議会で検討されるべきである。

○ 医師の指示の下に静脈路確保等を実施した場合の過失については行為者としての責任が救急救命士に発生すると同時に、指示医師にも指示責任が発生する。御提案では、「救急救命士は医師の指示の下にプローブをあてるだけ」とあるが、遠隔地から画像を見ながら医師がプローブのあて方を指示して描出された画像に対する責任は、プローブをあてた救命士と、遠隔指示した医師の双方に責任があり、現行の救急救命処置と責任のあり方が異なることから、当該問題についても十分な検討を要する。

○なお、今後の救急救命処置の範囲の拡大については、平成 25 年 8 月にとりまとめられた「救急救命士の業務のあり方に関する検討会」の報告書に、今後の救急救命処置の範囲について、考え方を整理すべきといった意見や、一貫性のある評価方法を検討する必要があるのではないか、といった意見があることを踏まえ、必要に応じて、検討していくこととなっている。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090160	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	東洋医学を利用した施術の保険 外併用療養の許可・拡充	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1026010	
提案主体名	株式会社パソナふるさとインキュベーション			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	○健康保険法 86 条 ○保健医療機関及び保険医療養担当規則第 18 条
制度の現状	将来的な保険収載を目指す高度な医療等については、安全性、有効性等を確認する等の一定のルールにより、保険外併用療養費制度として、保険診療との併用を認めている。

求める措置の具体的内容	安全性の担保がなされた東洋医学の施術について保険外併用療養を認める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>主として鍼灸・漢方・アーユルヴェーダ(インドの伝統療法)といった東洋医学のカテゴリに分類される医療について、保険外併用療養を認めていただきたい。</p> <p>診療の際には安全性を担保するため、各国における歴史・普及の度合い・過去の事故等の実績等を精査し、既存の病院・医師の確認を得たものについてのみ保険外併用療養の対象とする。また、国内外から当該医療における経験者・有識者の召喚や、淡路市における教育・研修を行う。</p> <p>現行では一部の漢方が保険診療となっているが、基本的に東洋医学に分類される医療については保険診療との併用は認められていない。このため、保険診療と並行して東洋医学による診療を行う場合、本来保険診療となる部分についても患者に全額自己負担を強いることになる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>兵庫県淡路市は市内全域が過疎地域として指定されており、高齢化率も 30%超と、過疎高齢化の進む地域といえる。このような状況を逆境とせず、高齢者にとってすごしやすい街とし、国内外からより多くの高齢者が集まってくるような環境、事業を構築したい。それにより淡路市を「健康長寿世界一の村(街)」として国内外に PR を行っていきたい。健康長寿世界一を目指すための事業として、世界の医療サービスを受けられる場所を作り、まずは交流人口の増加を目指して世界からのメディカルツーリズムによる観光客誘致を行う。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>○医療保険制度は全国共通の制度であり、被保険者を全国に抱える保険者も存在するため、一部の地域のみに限ってこの取扱いを変更することは、国民、保険者の理解を得られないため、提案について構造改革特区での対応は困難。</p> <p>○保険収載されていないものの、将来的な保険収載を目指す高度な医療等については、保険外併用療養費制度において、安全性、有効性等を確認する等の一定のルールの下で、保険診療との併用を認めているところであり、安全性、有効性等の評価を行わずに保険診療との併用を認めることは、①患者負担が不当に拡大する恐れがある、②安全性、有効性等が確認されていない医療の実施が助長される恐れがあること等から、提案についての対応は困難。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090170	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	海外医師免許保有者等による施 術の許可	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1026020	
提案主体名	株式会社パソナふるさとインキュベーション			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	医師法第2条、第17条
制度の現状	<p>○医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。(医師法第2条)</p>

求める措置の具体的内容	<p>海外において医師免許や鍼灸に相当する資格を取得した者に、保有資格に対応した施術を認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 海外において医師免許、はり師免許、きゅう師免許又はあん摩マッサージ指圧師免許に相当する資格を取得している医師等が、淡路市「健康長寿世界一の村」に限定して、保有資格に対応した施術を行うことを可能としたい。 現行では日本国内において医業をなすには日本国内における医師免許を取得する必要がある。また、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者はそれぞれあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けなければならない。</p> <p>【提案理由】 淡路市が「健康長寿世界一の村」となることを目指し、西洋医学に加えて東洋医学も複合的に活用した診療(統合医療)を行っていく際に、質が高く安心安全な診療としていくためには、より経験のある医師(もしくは施術者)が治療を行う必要がある。 海外において医師免許や鍼灸の資格を取得し、専門知識と豊富な経験を持つ専門家による質の高い診療を実現することにより、国内外からの患者の訪問が増え、事業として拡大を行っていくことで、結果として本事業におけるスタッフや周辺産業における地元の雇用の創出にも繋がるものとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
【対応できない理由】				
<p>医療の提供や、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの施術については、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであることから、我が国において適切に医療の提供や施術が行われるよう、必要な専門的知識や能力を確認するための国家試験を実施し、これに合格した者のみに免許を与える資格制度を設けており、特区であっても、外国の資格を我が</p>				

国のものと同様に扱うことはできない。

【検討した代替案の内容】

海外において資格を取得している者であっても、我が国において必要な養成課程を経た上で、国家試験に合格し、医師免許、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得する必要がある。

なお、海外において医師免許を取得した者については、厚生労働大臣が我が国の医学部を卒業した者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当との認定を受けること等により、医師国家試験を受験することができる受験資格認定制度の仕組みが設けられている。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090180	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	職業訓練法人設立の調理師養成 施設での外国人留学生受入要件 の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1003010	
提案主体名	職業訓練法人 東京都調理職業訓練協会			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表
制度の現状	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期過程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動を行うものとして本邦への上陸を希望する者には、「留学」の在留資格が許可される。

求める措置の具体的内容	職業訓練法人設立の調理師養成施設においても、学校法人等で外国人留学生を受入れる場合と同等の要件により在留資格「留学」での外国人留学生受入れを可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>日本国内に限らず世界中から日本食を学びたいという学生を受入れ、日本食の技術・知識を身につけさせ、学生の本国において正しい日本食を普及させることを目的とする。ニーズにおいては、既存の調理師養成施設において外国人を受入れている現状や和食が世界遺産に登録されたことから、今後増大するものと考え。</p> <p>しかし、学校法人等が設立する調理師養成施設や職業訓練法人が設立する職業能力開発短期大学校においては、「留学」の在留資格を取得のうえ、受入れることが可能である一方で、同様の事業を行う職業訓練法人が設立する調理師養成施設では「留学」の在留資格を取得できない。この取扱は一貫性がなく、また規制をかける合理的理由もないと考えるため、職業訓練法人が設置する調理師養成施設についても前者の施設と同様の取扱を求める。</p> <p>本提案に至る経緯は、海外から当法人に留学生を受入れて欲しいとの打診があり、当法人が併設する職業能力開発短期大学校にて在留資格「留学」又は「研修」により外国人を受入れることも検討したが、当大学校は事業内職業訓練校であり、東京都より当法人の会員企業の従業員でないと受入れることは出来ないとの指導があった。また、当大学校は生徒から授業料の徴収を禁止されており、職業訓練法人の会員企業の会費・寄付で運営されることから、金銭的負担より、海外企業が会員となることは難しく、また当法人が幅広く人材を確保出来ないことから、職業訓練法人が設立する調理師養成施設での受入れを目指し本提案に至った。</p>

なお、法務省に相談を行ったところ、担当レベルではあったが、一法人の要望で法務省が動くことはないとの明確な拒否回答があった。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>「留学」の在留資格で行うことができる活動は「教育を受ける活動」であり、その性質上、当該活動を教育機関において行うことが不可欠の前提とされている。</p> <p>この点、職業訓練法人の行う職業訓練は、「労働者に対し、職業に必要な技能や知識を習得させることにより、労働者の能力を開発し、向上させるための訓練を行う」(厚生労働省職業能力開発局編「新訂版職業能力開発促進法－労働法コンメンタル8－」より)とされていることから、同法人設立の調理師養成施設において外国人が行う活動は、「教育を受ける活動」ではなく、調理に係る技能等を修得する活動に当たると考えられるので、「研修」に該当することはあり得るが、「留学」の在留資格には該当するとすることは困難(特区における規制の特例措置として「留学」の在留資格に該当するとすることも困難。)</p> <p>なお、職業能力開発短期大学校は、設備及びカリキュラム編成等において大学と同等と認められるため、大学に準ずる機関であるとして「留学」に該当するが、一方で、単なる職業訓練法人は、これに該当しないものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>今回の省庁回答では、職業訓練法人が設立した調理師養成施設において外国人が行う活動は、調理に係る技能等を修得する活動で、「教育を受ける活動」には当たらないと回答されている。</p> <p>しかし、当法人が設立した調理師養成施設も調理師法施行規則等に基づき設立されており、各種要件は何ら学校法人等の設立する調理師養成施設と異なるものではなく、職業訓練に係る法律の適用は一切受けていない。</p> <p>職業訓練法人が設立したことを理由に、調理師養成施設における外国人の活動が学校法人等の設立する調理師養成施設と異なるとの見解は妥当ではないと考える。</p> <p>故に、引き続き提案時と同様の取扱いを求める。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	I
<p>本提案の提案理由に、職業能力開発短期大学校における留学生の受け入れを検討したが、東京都からの指導により断念したとある。</p> <p>東京都に確認したところ、認定職業訓練の認定要件として、受講生を会員企業の従業員に限ること及び受講生からの授業料徴収を禁止することについて、東京都独自のルールとして定められているが、あくまで認定職業訓練の要件であり、職業能力開発短期大学校において実施する認定職業訓練以外の訓練については、そうした要件は課されないものである。</p> <p>したがって、貴法人が設立する職業能力開発短期大学校において留学生の受け入れが可能であることから、本提案による措置は不要である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの再意見	<p>再提案要請に対する回答では、認定訓練以外の訓練では私たちが求める措置の目的は達成されない。</p> <p>尚、私たちが求める措置は職業訓練法人設立の調理師養成施設での外国人留学生の受入であり、その部分での明確な可否を示して頂きたい。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>出入国管理及び難民認定法において「留学」の在留資格で行うことができる活動は、「本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動」と定められおり(同法別表第一の四)、職業訓練法人が設立した調理師養成施設において、在留資格「留学」で外国人を受け入れるためには、当該施設が「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」であると認められることが必要である。しかしながら、現在のところ、この点を含め、ご質問の施設が留学生を受け入れるに相応しい施設であるか否かが客観的に判断されていないため、対応は困難である。</p>			

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	090190	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人留学生の就学ビザの滞在 期間延長	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1026030
提案主体名	株式会社パソナふるさとインキュベーション		

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第19条第2項
制度の現状	資格外活動は、各在留資格に定める本来の活動を阻害しない範囲内で、相当と認められる場合に許可される。

求める措置の具体的内容	<p>留学が在留資格である者が就学中に就労するときに受ける資格外活動の許可を不要とし、卒業後インターンシップを継続している場合、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格が「留学」のままインターンシップと就職活動を行えるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案内容】</p> <p>①在留資格「留学」での資格外活動の際に必要な許可を不要とする。 ②学校の卒業後インターンシップを継続している場合は、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格「留学」のままでインターンシップと就職活動を可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>兵庫県淡路市岩屋地区にグローバル BPO センターを設立し、地域の雇用創出を行っていくべく調整中だが、グローバル BPO センターの業務として、海外からの受電対応や翻訳業務などを行っていく想定をしている。また BPO センター以外にも周辺エリアにおいて「国際村」と銘打って、外国人の生活環境・教育環境の整備や外国文化に関する商業施設の設置を計画している。その中で、留学生が就学中にインターンシップとして BPO センターおよび国際村の教育施設や商業施設にて就労し、また学校卒業後にも就職活動と平行して継続したインターンシップを、地域・受入企業を限定することで、煩雑な手続きなく行っていける形を検討したい。</p> <p>【規制緩和での効果】</p> <p>昨今キャリア教育の一環としてインターンシップを単位認定する大学等も多いが、日本での就業を望む外国人留学生には、日本人以上に手厚く就業体験を積ませる必要がある。学校・企業の協力により、卒業後も長期的にインターンシップ教育を受けられる状態を認めていただき、インターンシップまたはそれに準ずる労働に関する手続きを緩和することで OJT として留学生を受け入れる企業の増加が見込める。それにより留学生が職業経験を長期的に積むことができる体制ができれば、即戦力として企業に入社できる外国人が増え、ひいては日本企業の国際競争力の向上にも資するものになると考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>入管法第19条第2項の規定により、「留学」の在留資格で、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合には、資格外活動の許可を得なければならないとしており、その許可の範囲を逸脱した活動を行った場合には、刑事罰や退去強制の対象ともなり得るほど重大な扱いとなっている。このように就労活動を認めるか否かは出入国管理制度の根幹に関わることから、許可を不要とすることは困難である。</p> <p>なお、実費については報酬とはみなされないため、実費だけが支払われるインターンシップ活動であれば、現行でも資格外活動許可は不要である。</p> <p>また、留学生の卒業後の就職支援として、留学生在が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合について、一定の要件の下「特定活動」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長1年間滞在することが可能となっており、無報酬又は実費だけが支払われるインターンシップであれば特段の制限は設けていないことから、当該在留資格の下でインターンシップを行うことは認められる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I